

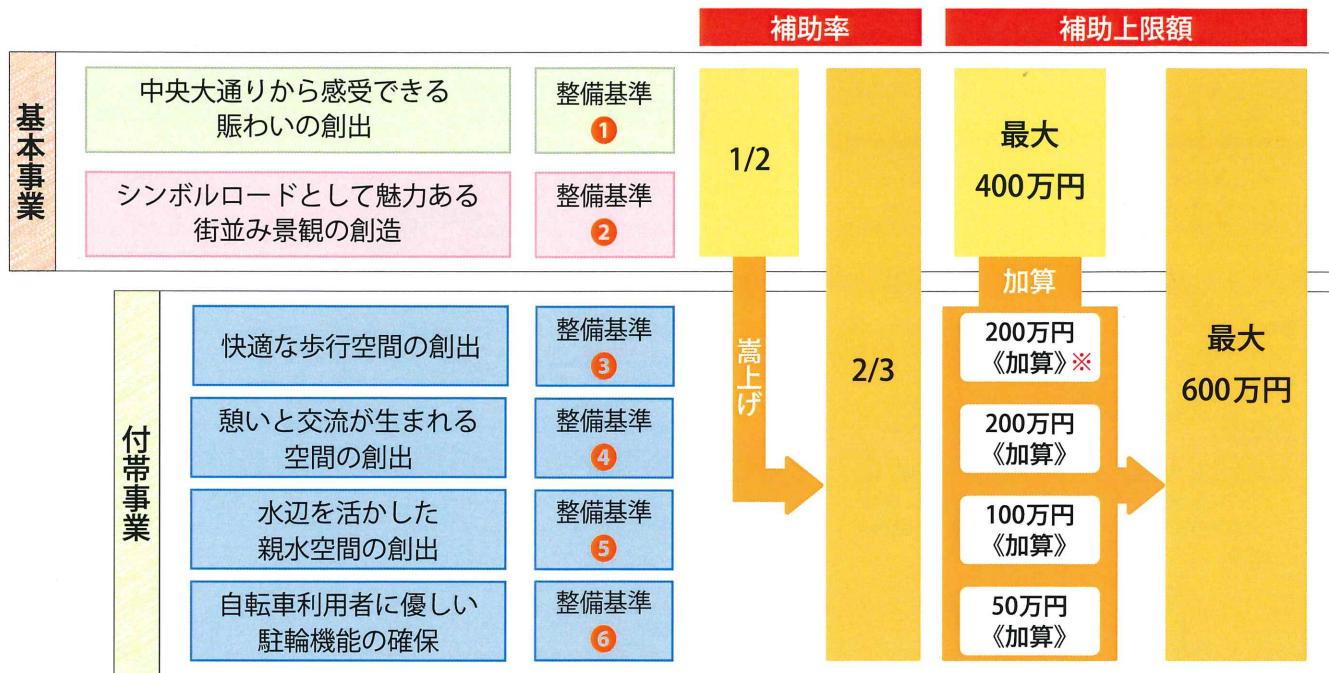
中央大通り沿道賑わい空間創出事業に関する補助制度のご紹介

〈佐賀市まちづくりファンド活用事業補助金〉

佐賀市では、中央大通りにおける「賑わいの創出」や「魅力ある街並み景観の創造」を進めるため、デザインガイドライン（整備基準）に基づく沿道建築物等の整備・改修等を対象とした支援制度（補助制度）を設けています。

- この補助制度は、「2段階方式」（基本事業のみ／基本事業 + 付帯事業）となっています。
- 基本事業は、補助金交付の必須条件であり、整備基準①・②を全て満たす必要があります。
- 付帯事業は、基本事業と併せて、整備基準③～⑥のいずれかを満たす場合、補助率の嵩上げと補助上限額の加算が適用されます。

補助制度の内容



「整備基準」の詳細は、裏面をご参照ください。

※整備基準③において、「歩道状空地」の整備面積が20m²未満の場合は、1m²当たり10万円として加算する補助上限額を算出

対象となる事業（補助対象事業）

※次の要件を全て満たす事業

- 補助対象区域において「賑わい機能」を伴う建築物等の整備または改修を行う事業であること
- デザインガイドラインに基づいて定める「整備基準」に適合する事業であること
- 昼間時間（午前9時から午後6時まで）の営業時間が3時間以上の事業であること
- 政治または宗教を目的とする事業でないこと
- まちづくりの視点から適しない事業（暴力団等が関与する事業、風俗営業等）でないこと
- 国または県の補助を受ける事業でないこと

対象となる経費（補助対象経費）

- 施設整備等に直接必要となる経費
 - ▶ 工事請負費／資材購入費／修繕費
- 施設整備等に併せて必要となる経費
 - ▶ 設計費／工事監理費

対象となるエリア（補助対象区域）



問い合わせ先

佐賀市 中心市街地振興室 戰略係

Tel : 0952-40-7100 / Fax : 0952-40-7399

E-mail : shigaichi@city.saga.lg.jp

この補助制度の詳細は、佐賀市ホームページでご確認ください。

『中央大通り沿道賑わい空間創出事業に関する補助制度について』

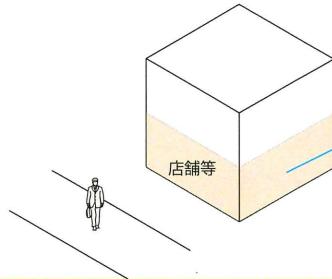
中央大通り 沿道 補助

検索

整備基準

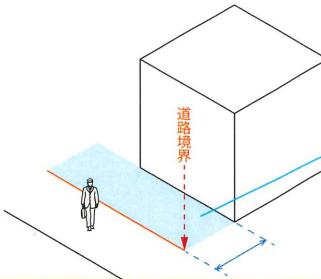
① 中央大通りから感受できる賑わいの創出

- 建築物の低層階（地上1階または2階）に賑わい機能を伴う整備とする。



低層階（地上1階または2階）への賑わい機能（商業施設、公益的施設等）の整備

- 道路境界から建築物の壁面までの距離が概ね3m以内となる整備とする。



3m以内（※）における整備
※中央大通りから建物内の「賑わい」（活動する雰囲気等）を感じ取れる距離

② シンボルロードとして魅力ある街並み景観の創造

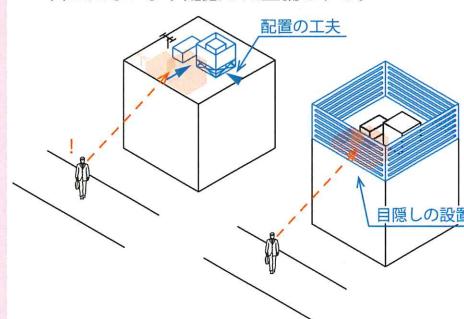
- 外壁・屋根の色彩は、マンセル表色系を用いた色彩基準とする。

色相	彩度
R・YR・Y系（赤・黄赤・黄系）	彩度6以下
その他の有彩色（黄緑・緑・青緑・青・青紫・紫・赤紫系）	彩度5以下
無彩色（白・黒・灰）	—

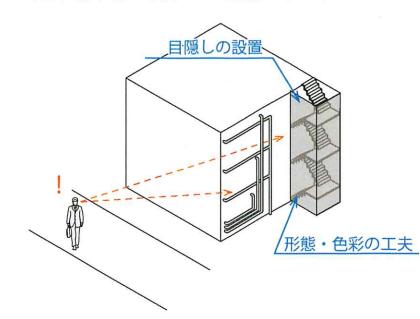
※色相・彩度は、日本工業規格に採用されているマンセル表色系に基づくものとする。



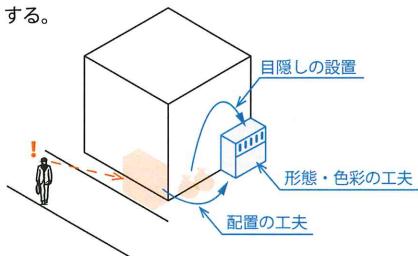
- 屋上設備は、公共の用に供する場所から見て目立たないよう配慮した整備とする。



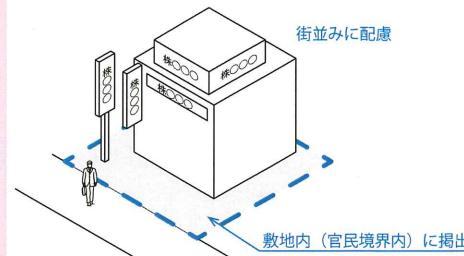
- 屋外階段、配管等は、形態、色彩等の工夫により建築物本体と調和した整備とする。



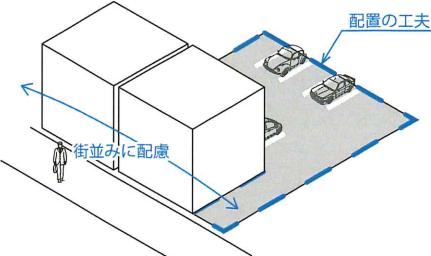
- 附属施設（給水室、電気室、ごみ置場、倉庫等）は、中央大通りから見えない場所に設けるか、形態、色彩等の工夫により建築物本体と調和した整備とする。



- 屋外広告物は、街並みに配慮した形態・意匠とし、敷地内（官民境界内）に掲出する。（移動可能な簡易な場合も含む。）



- 駐車場は、中央大通りから見て目立たないよう配慮した配置、形態等とする。

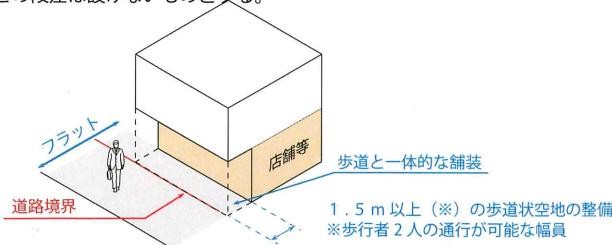


③ 快適な歩行空間の創出

- 道路境界から建築物の壁面を概ね1.5m以上後退させ、これにより生じた敷地部分を「歩道状空地」として整備する。（2階以上の建築物の場合は、1階部分のみの壁面後退も可とする。）

- 歩道状空地は、誰もが歩道と一緒に通行できる空間とするため、歩道に沿って舗装化する。

- 歩道状空地は、原則として敷地が歩道に接する部分の全長にわたって整備し、歩道との段差は設けないものとする。



1.5m以上（※）の歩道状空地の整備
※歩行者2人の通行が可能な幅員

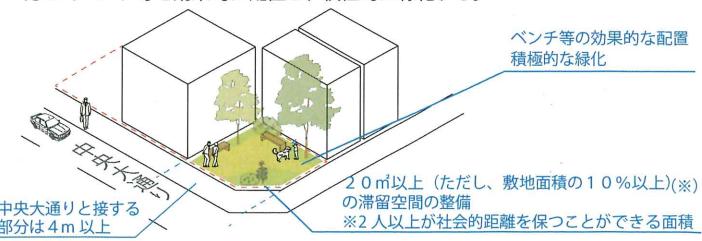
④ 憇いと交流が生まれる空間の創出

- 中央大通りと接する敷地の一部を後退させ、これにより生じた敷地部分を「滞留空間」として整備する。

- 建築物の壁面の一部は、原則として道路境界から概ね3m以内となる整備とする。

- 滞留空間の面積は、20m²以上かつ敷地面積の概ね10%以上とし、滞留空間が中央大通りと接する部分の長さは4m以上とする。

- 滞留空間は、誰もが自由に利用できる広場とするため、空間の機能、形態等に応じてベンチ等を効果的に配置し、積極的に緑化する。

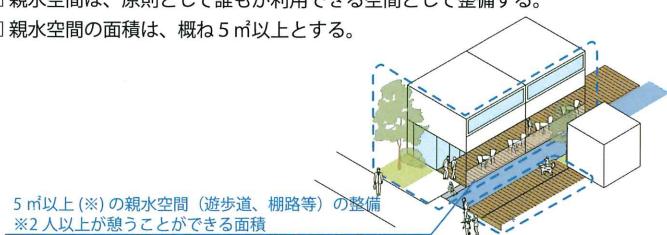


⑤ 水辺を活かした親水空間の創出

- 水路（クリーク等）沿いの敷地内（官民境界内）に水辺を活かした遊歩道、棚路等の「親水空間」を整備する。

- 親水空間は、原則として誰もが利用できる空間として整備する。

- 親水空間の面積は、概ね5m²以上とする。



5m以上（※）の親水空間（遊歩道、棚路等）の整備
※2人以上が憩うことができる面積

⑥ 自転車利用者に優しい駐輪機能の確保

- 敷地内の後背部等に誰もが利用可能となる駐輪機能を整備する。

